

訪問看護事業所運営規程

第1条（名称）

当事業所は、訪問看護ステーション『みさき』と称する。

第2条（所在地）

当事業所は事務所を神戸市兵庫区切戸町6番3-2号2階におく。

第3条（目的）

医療法人一輝会が開設する訪問看護ステーションみさきが行う指定老人訪問看護事業、及び指定介護予防訪問看護事業の適正な運営を確保するために人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の看護師その他の職員が、病気やけが等により家庭において継続して療養を受ける状態にあり、且つかかりつけの医師が指定老人訪問看護または指定介護予防訪問看護（以下指定介護予防訪問看護という）の必要性を認めた利用者に対し、適正な訪問看護を提供することを目的とする。

第4条（運営基本方針）

- 事業所の職員は、利用者の心身の特性をふまえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図ると共に自立した生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。
- 訪問看護ステーションの事業の実施に当たっては、かかりつけの主治医、地域の行政機関、保険・福祉関係者との密接な連携を図り総合的なサービスの提供に努めるものとする。

第5条（職員）

事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次の通りとする。

- 管理者 1名

管理者は、所属職員を指導監督し、適切な事業の運営が行われるように総括する。

2. 職員	看護師	常勤	4名（内管理者1名含む）
		非常勤	3名
	理学療法士	常勤	1名
	作業療法士	常勤	3名
	理学療法士	非常勤	4名
	作業療法士	非常勤	2名
	事務員	常勤	1名

状況に応じて、職員の増減を行う。看護師に関しては、減員は法廷人員を下回らないものとする

第6条（営業日及び営業時間）

- 月曜日から金曜日まで 午前9時から午後5時まで
- 土曜日 午前9時から午後1時まで

3. 但し日曜祝祭日は休業とする。又、年末年始は12月30日より1月4日まで休業とする。

4. 電話等により、24時間常時連絡可能な体制とする。

第7条 (介護予防訪問看護の提供方法)

1. 指定介護予防訪問看護の利用希望者がかかりつけの医師、地域包括支援センター、担当支援専門員に申し込み、医師が交付した指定介護予防訪問看護の指示及び支援専門員が作成したサービス提供票（介護保険利用者〔介護予防も含む〕について）に基づいて看護計画を作成し訪問看護を実施する。
2. 利用希望者もしくは家族からステーションに直接申し込みがあった場合は、主治医に指示書の交付を求めるよう指導する。又は地域包括支援センター、支援専門員に相談するよう指導する。

第8条 (訪問看護の内容)

1. 病状・障害の観察
2. 清拭・洗髪等による清潔の保持
3. 食事及び排泄等の日常生活の世話
4. 褥瘡の予防・処置
5. リハビリテーション
6. ターミナルケア
7. 認知症患者の看護
8. 療養生活や介護方法の指導
9. カテーテル類の管理
10. その他医師の指示による医療処置

第9条 (緊急時における対応)

1. 指定介護予防訪問看護実施中に、利用者の症状に悪化急変が生じた場合、速やかに主治医に連絡し、必要な措置を講じる。主治医に連絡が困難な場合は救急搬送などの必要な処置を講じるものとする。
2. 職員は前項について、しかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

第10条 (利用料に関する事項)

1. 指定介護予防訪問看護を実施した場合、基本利用料は、介護保険、医療保険各法に基づき本人負担分を徴収するものとする。
2. 指定介護予防訪問看護を開始するに当たり、あらかじめ利用者や家族に対しその趣旨の理解を得ることとする。
3. 介護保険利用者以外の訪問看護に要した交通費は次の額を徴収する。

事業所から片道おおむね	5 Km 未満	200 円
	5 Km 以上～ 10 Km 未満	400 円
	10 Km 以上～	1000 円

4. 日常生活上必要な物品 実費
5. 死後の処置 10,000 円

第11条（虐待防止に関する事項）

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講ずるものとする。

1. 虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業者への周知

2. 虐待防止のための指針の整備

3. 虐待を防止するための従業者に対する研修の定期的な実施

4. 虐待を防止に関する措置を適切に実施するための担当者の設置

5. その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかにこれを市町村に通報するものとする。

第12条（身体拘束の適正化）

事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

第13条（業務継続計画の策定等）

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための「業務継続計画」を策定し、当該「業務継続計画」に基づき、必要な措置を講じる。

1. 看護師等に対し、「業務継続計画」について周知するとともに必要な研修及び訓練を定期的に実施する。

2. 定期的に「業務継続計画」の見直しを行い、必要に応じて「業務継続計画」の変更を行う。

第14条（感染症の予防及びまん延の防止のための措置）

感染症が発生し、又はまん延しないに、次に掲げる措置を講じる。

1. 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6ヶ月に1回以上開催するとともにその結果について看護師等に周知徹底を図る。

2. 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

3. 看護師等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

第15条（その他運営についての留意事項）

1. 訪問看護ステーションは、社会的使命を十分認識し、職員の研究、啓発を通じてその業務体制の整備に努める。

2. 職員は利用者、及びその家族について業務上知り得た知識を他に漏らさない。当事業所を退職した場合も同様とする。

3. この規定に定める事項の他、運営に関する重要事項は医療法人一輝会と訪問看護ステーションの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

第16条（通常の事業の実施地域）

通常の事業の実施地域は、神戸市（兵庫区・長田区・中央区・須磨区）の区域とする。

第17条（サービスの苦情相談窓口）

提供したサービスについて苦情がある場合は、速やかに対応を行う。

苦情相談窓口（看護に関する苦情） 阿部武彦、渡邊明子

（リハビリに関する苦情） 赤井志美、渡邊明子

連絡先 TEL 078-681-1130

FAX 078-652-8110

受付時間 午前9時から午後5時

附 則

この規程は、平成10年7月1日より施行する。

この規程は、平成13年4月1日より一部改正し施行する。

この規程は、平成14年4月1日より一部改正し施行する。

この規程は、平成15年4月1日より一部改正し施行する。

この規程は、平成16年3月12日より一部改正し施行する。

この規程は、平成17年4月1日より一部改正し施行する。

この規程は、平成21年4月1日より一部改正し施行する。

この規程は、平成22年4月1日より一部改正し施行する。

この規程は、平成22年7月1日より一部改正し施行する。

この規程は、平成23年12月10日より一部改正し施行する。

この規程は、平成25年8月1日より一部改正し施行する。

この規程は、平成26年2月1日より一部改正し施行する。

この規程は、平成26年4月1日より一部改正し施行する。

この規程は、平成30年4月1日より一部改正し施行する。

この規程は、令和2年4月1日より一部改正し施行する。

この規程は、令和2年8月1日より一部改正し施行する。

この規程は、令和3年4月1日より一部改正し施行する。

この規程は、令和3年6月14日より一部改正し施行する。

この規程は、令和3年9月1日より一部改正し施行する。

この規程は、令和4年6月1日より一部改正し施行する。

この規程は、令和4年7月1日より一部改正し施行する。

この規程は、令和4年8月1日より一部改正し施行する。

この規程は、令和4年9月1日より一部改正し施行する。

この規程は、令和5年1月1日より一部改正し施行する。

この規程は、令和5年4月1日より一部改正し施行する。

この規程は、令和5年6月24日より一部改正し施行する。

この規程は、令和5年8月1日より一部改正し施行する。

この規程は、令和6年3月4日より一部改正し施行する。

この規程は、令和6年5月1日より一部改正し施行する。

この規程は、令和6年10月24日より一部改正し施行する。